

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岩殿岩井線
- 三 道路の区域

新 C	新 B	新 A	旧 A	旧新別
比企郡鳩山町大字石坂字上 澤一二九八番一地先から同 郡同町大字赤沼字高在家二 四六番一地先まで				区 間
一 二・八二 〜二三・〇九	一 〇・〇〇 〜一七・〇二	六・九〇 〜一二・七〇		敷地の幅員 (メートル)
五 一三・八二	五 〇二・三〇	五 六五・八〇		延 長 (メートル)
道路改築工事				備 考